

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

～令和元年台風第19号を踏まえて～

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

企業のタイムライン策定時におさえるべきポイントは、(1)従業員等の安全の確保、(2)事業継続対応となる。各ポイントの詳細となる以下の事項について次ページ以降解説する。

(1)従業員等の安全の確保

① ハザードマップ等の理解

(a) ハザードマップとは

(b) ハザードマップの理解と拠点・自宅のハザードマップの確認

(c) 通勤経路・移動経路のハザードマップの確認

(d) 「マルチハザードの確認」と「各ハザードの避難場所」の確認

(e) まとめ

② 警戒レベルの理解

(a) 警戒レベルの内容の理解

(b) 「避難」行動の理解

(c) まとめ

③ 高齢者等の被災

自宅に同居または近隣に居住する高齢者などの避難の支援

④ 「ハザードマップの理解」「警戒レベルの理解」などを踏まえた教育と判断内容の検討

⑤ サンプル（警戒レベルごとの従業員などの対応の整理）

(2)事業継続対応

①事業影響度評価

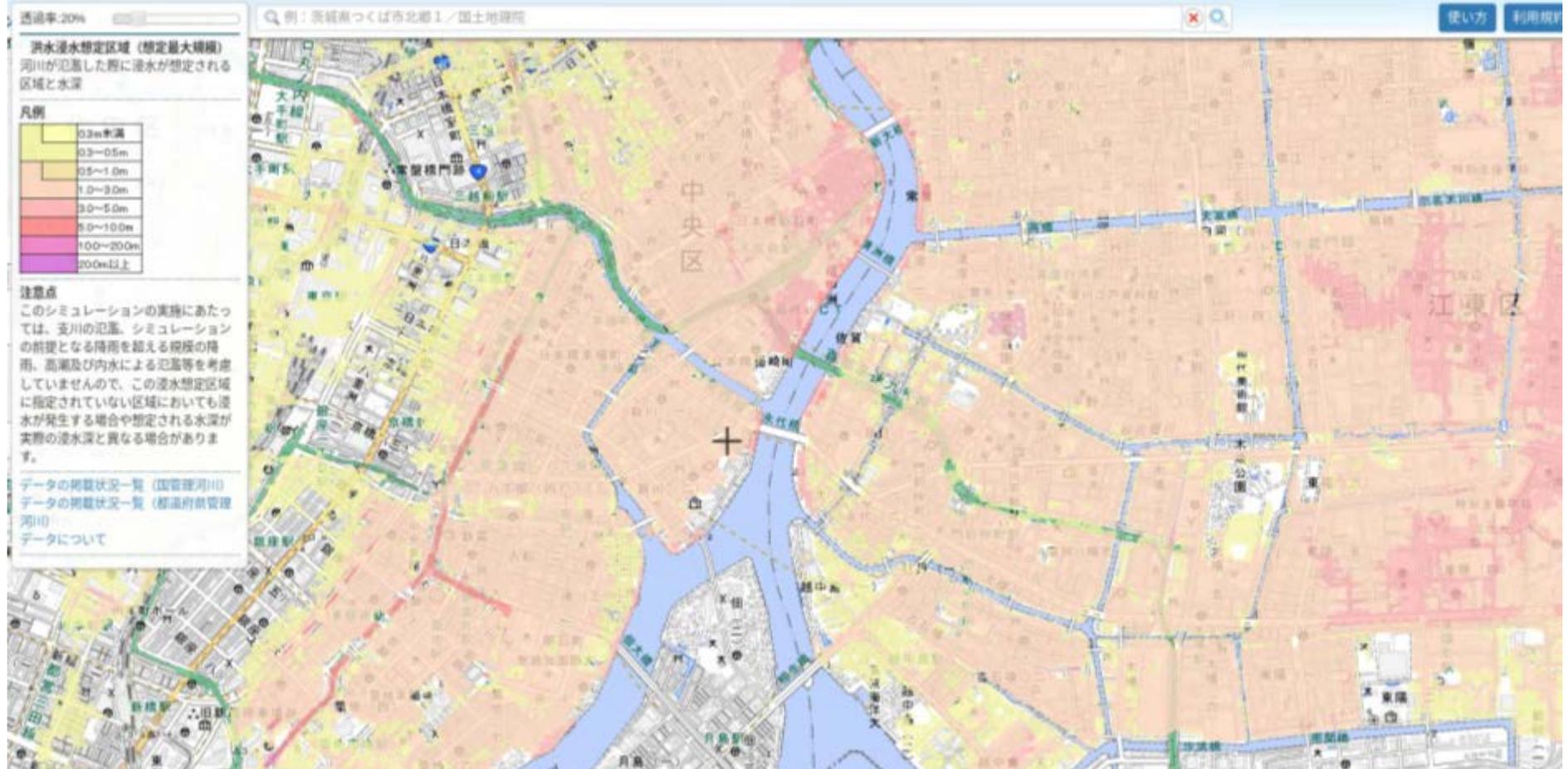
②リスクアセスメント

③事業継続戦略・対策の検討

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1) 従業員等の安全の確保 ① ハザードマップ等の理解 (a) ハザードマップとは

ハザードマップとは、河川の洪水のシミュレーションに基づく「浸水想定区域」や一定の条件下の傾斜地を「土砂災害危険箇所」などを地図上に示したものである。特に「浸水想定区域」は想定浸水深によって着色が異なる。



国土地理院「重ねるハザードマップ」

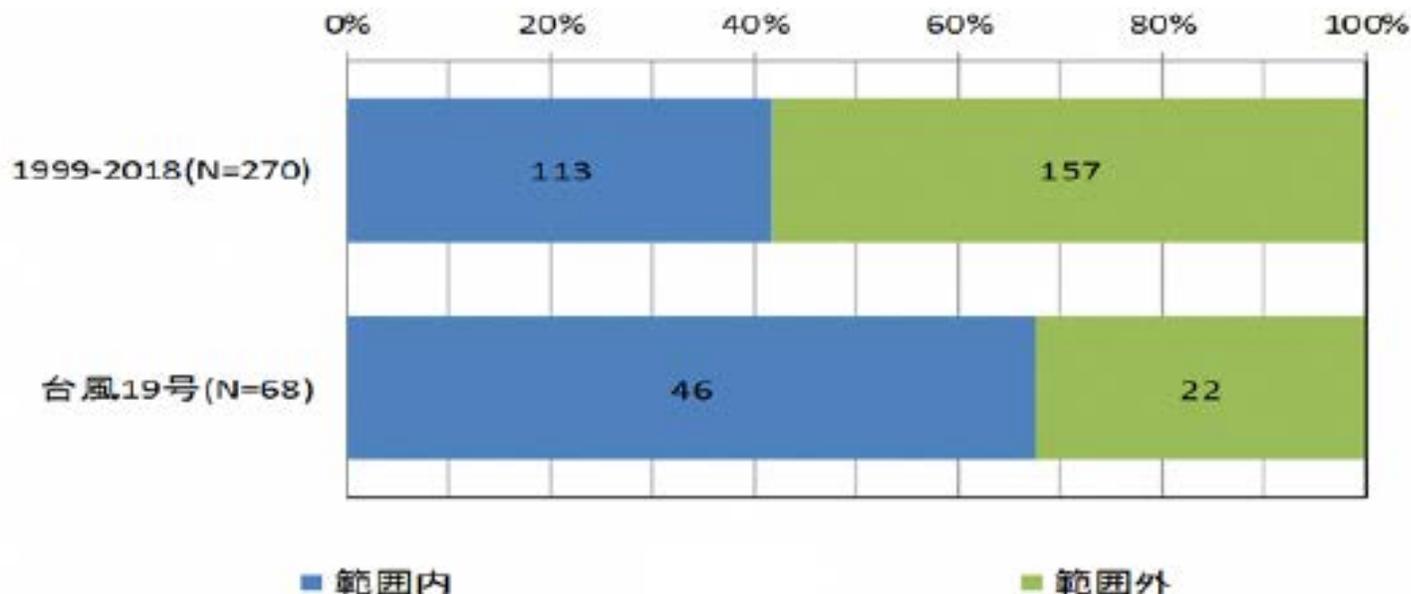
4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (b)ハザードマップの理解と拠点・自宅のハザードマップの確認_その1

令和元年台風19号による「浸水想定区域の範囲内・範囲外での被災者数」を下図の下段に示す。

台風19号によるお犠牲者発生場所は7割弱が浸水想定区域の範囲内である。近年(1999年～2018年)と比較して浸水想定区域内の犠牲が多い傾向がある。

台風19号では広範囲にわたって被害を及ぼした洪水が多数発生したが、浸水想定区域を把握して避難していれば被害を抑えられた可能性が高い。



中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

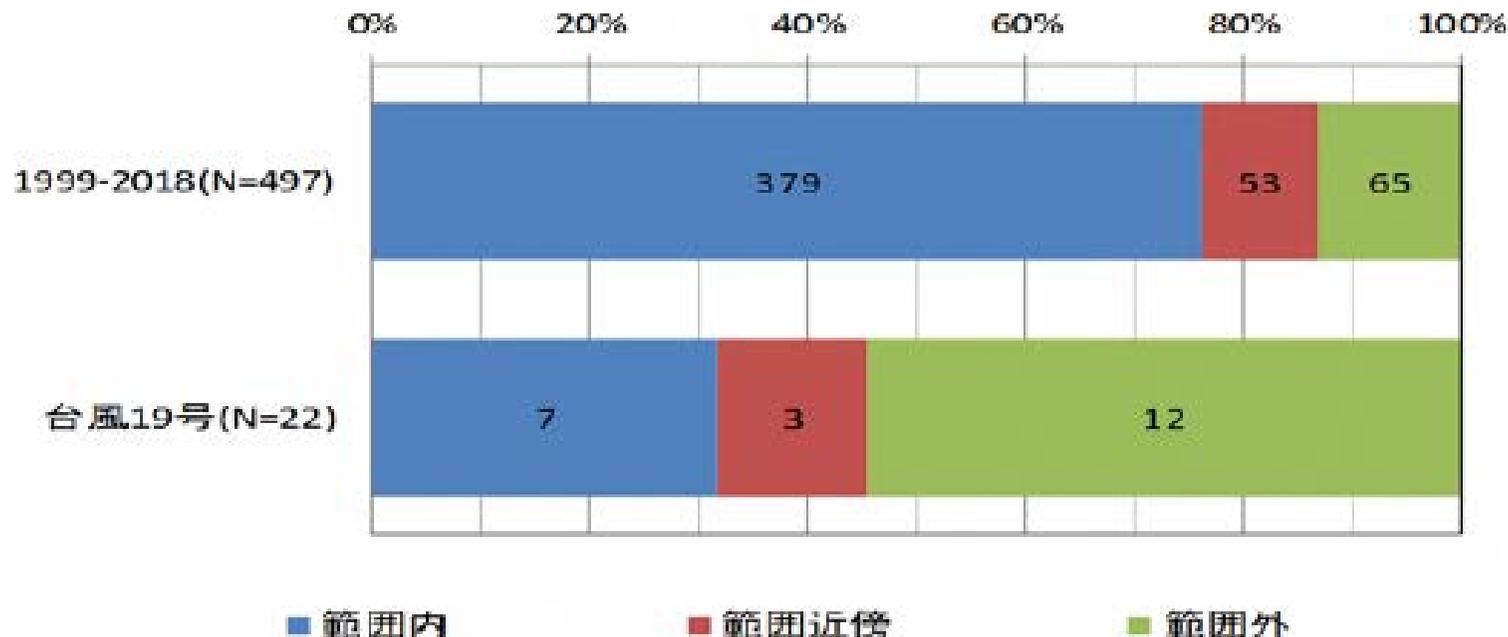
4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (b)ハザードマップの理解と拠点・自宅のハザードマップの確認_その2

令和元年台風19号による「土砂災害危険個所の範囲内・範囲近傍・範囲外での被災者数」を下図下段に示す。

令和元年の台風19号では、4割の被災者が土砂災害危険個所もしくはその近傍であるが、近年(1999年～2018年)は8割以上の人数であった。

台風19号では過去の観測記録を上回る降雨量であったため、土砂災害危険個所の範囲外(想定外の場所)でも土砂災害が多く発生した可能性がある。しかし、近年(1999年～2018年)の結果では土砂災害危険個所における被災の割合が多く、土砂災害危険個所は事前に把握し避難すべき。



中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

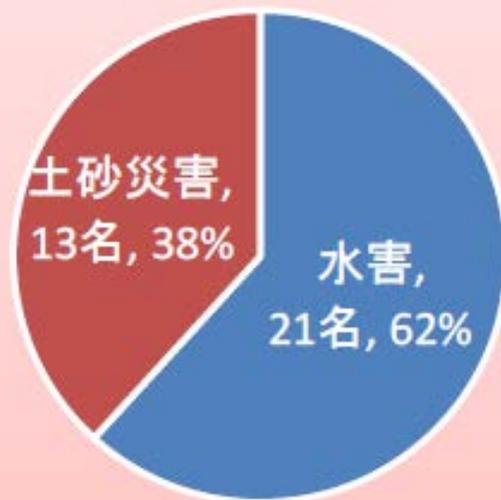
4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (b)ハザードマップの理解と拠点・自宅のハザードマップの確認__その3

台風19号により、自宅で亡くなった方は計34名となっている。このうち水害は21名であり、「平屋建てで被災した方」が9名「2階建ての1階で被災した方」が12名だった。また、土砂災害は13名であった。

自宅が浸水したときに被災するリスクが高い(例:「平屋建て」や「2階建て」であっても1階に居住している状態)のであれば、「浸水区域に入っているか否か」「避難場所はどこにするか」ということを検討しておく必要がある。

自宅(34名)



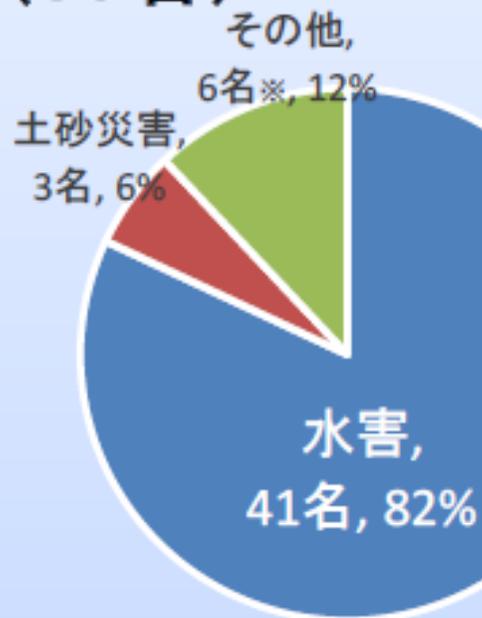
中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (c)通勤経路・移動経路のハザードマップの確認_その1

台風19号により、屋外で亡くなった方は計50名となっている。このうち水害は41名であり、「土砂災害」が3名、「その他」が6名である。台風が接近してきており、浸水や土砂災害が発生する可能性があるのであれば「浸水・土砂災害リスクはどこにあるか」「避難場所はどこか」「避難場所にとどのような経路を取るべきか」を把握しておく必要がある。

屋外(50名)



※その他に区分する死者は、車移動中の道路陥没箇所への転落による死者3名及び強風による死者3名

中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

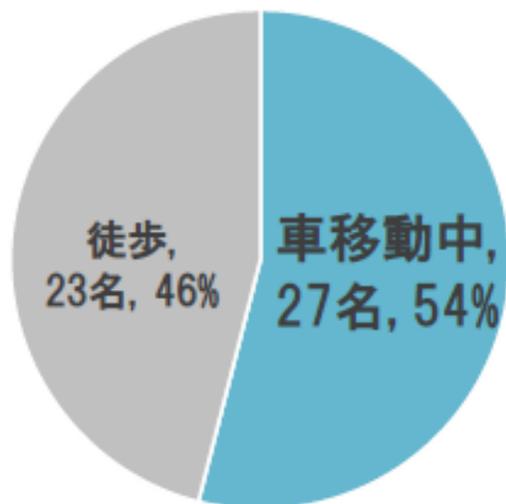
(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (c)通勤経路・移動経路のハザードマップの確認_その2

台風19号により、屋外で亡くなった方の50名のうち、車移動中の方は27名で半数を超えている。また、車で移動中の27名のうち23名の方が水害で亡くなっている。

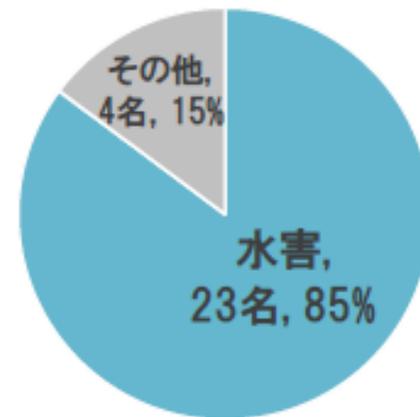
台風や大雨などの環境下では、車での移動のリスクが高いことを認識する必要がある。

→youtubeに水没した車内のVR体験動画等がある。社内の水災に関する教育などで活用できる。

台風第19号・屋外(50名)



車で移動中に被災した人の被災災害種別



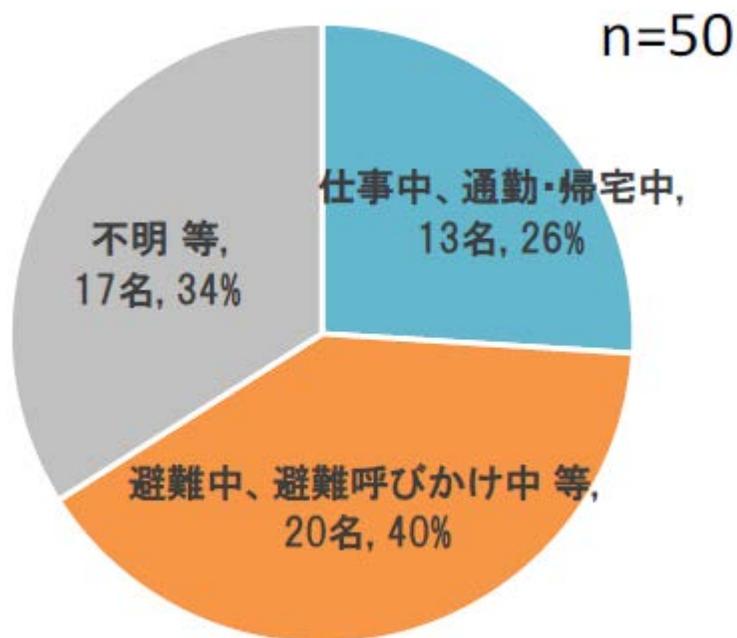
中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (c)通勤経路・移動経路のハザードマップの確認_その3

台風19号により、屋外で亡くなった方の50名のうち、「工作中」「通勤・帰宅中」の方は13名であり、全体の26%を占めている。
職場で率先して外出の抑制に取り組む必要がある。

※東日本大震災では、従業員遺族と遺族との間で安全配慮・予見可能性の観点で企業の責任が問われた事例がある。



中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1) 従業員等の安全の確保 ① ハザードマップ等の理解 (d) 「マルチハザードの確認」と「各ハザードの避難場所」の確認_その1

洪水による浸水のハザードマップだけ確認していればよいわけではない。ため池の決壊による浸水のリスクや土砂災害による災害リスクの可能性もある。様々な自然災害のリスク（マルチハザード）について平時から理解しておく必要がある。

重なるハザードマップであれば、前掲の「拠点・自宅のハザードマップ」や「通勤経路・移動経路のハザードマップ」について様々なリスクを確認し、理解することができる。※2020年現在は「県管理河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）」、「防災重点ため池の浸水想定区域図」は「重なるハザードマップ」に掲載されていないので、県や自治体のハザードマップを別途参照する必要がある。



4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ①ハザードマップ等の理解 (e) まとめ

従業員等の安全を確保するために「①ハザードマップ等の理解」でおさえる事項は以下の通り。

- ハザードマップで拠点の浸水可能性を確認しておく。従業員に自宅の浸水可能性を確認させる。
→過去の台風では、浸水想定区域で被害にあった事例の割合が多い。
- ハザードマップで拠点の土砂災害の可能性を確認しておく。従業員に自宅の土砂災害の可能性を確認させる。
→過去の台風では、土砂災害危険個所または近傍で被害にあった事例の割合が多い
- 浸水可能性のある拠点で「平屋」や「2階建ての1階」で過ごす方、浸水深が深い場所で過ごす方は避難場所を確認しておく。土砂災害の可能性のある拠点も避難場所を確認しておく。
→「避難は必ずしも避難所に行くことではないこと」を明確に理解しておく（後述）
- 台風のような水害リスク・土砂災害リスクなどが顕在化する場合は不要不急の移動はとりやめる。必要な移動の際には、経路にリスクがあるか事前に確認する（移動手段が車両であってもかならず確認する）。また、急な移動に備えてどのウェブサイトを見ればリスクを確認できるか明確にしておく
→移動中に被害にあった方が多く、特に車での移動中の被害が多い。
- 従業員に拠点・自宅・移動経路のリスクを把握するよう指示し、実施結果を確認する。
→通勤や業務中の移動で被災した事例が一定数ある。
- 様々なハザードを従業員に確認させ、ハザード毎に避難場所を検討させる。
→ハザード毎の避難場所の検討が重要である。

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ②警戒レベルの理解 (a)警戒レベルの内容の理解

2019年から、自らの判断で避難行動をとることを目的として、5段階の警戒レベルが防災情報として提供されている。台風時などの水害や土砂災害のリスクの顕在化が想定される期間は、現在の「警戒レベル」がどの程度であるか把握しつつ、「警戒レベル」に合わせた対策行動を取ることが適切である。

なお、気象庁から発表される警戒レベルは「警戒レベル（相当）」であり、市町村等の自治体が発表する「警戒レベル」とは異なる場合がある（※気象庁から「警戒レベル（相当）」が発表されたあと、市町村等の自治体から「警戒レベル」が発表されることが多い）。両情報を確認しながら避難行動を取っていく必要がある。警戒レベル情報はウェブサイト「Yahoo」やスマホアプリ「Yahoo防災」から取得しやすい。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警報等	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報※3	指定河川 洪水予報
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	大雨特別警報	危険度分布	氾濫発生情報
4	<ul style="list-style-type: none"> 危険度分布の「極めて危険」（濃い紫）出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく 速やかに避難 ・危険な区域※1の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重村で避難を促す場合に発令 避難勧告	土砂災害警戒情報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報
3	高齢者等は速やかに避難 土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報 洪水警報	警戒（警報級）	氾濫警戒情報
2	ハザードマップ等で避難行動を確認 ・危険な区域※1や避難場所等を再確認		大雨注意報※2 洪水注意報	注意（注意報級）	氾濫注意情報
1	災害への心構えを高める		早期注意情報（警報級の可能性）		


 *防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knowbosaj/alertlevel.html>

内閣府「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」2019年

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ②警戒レベルの理解 (b)避難行動の理解

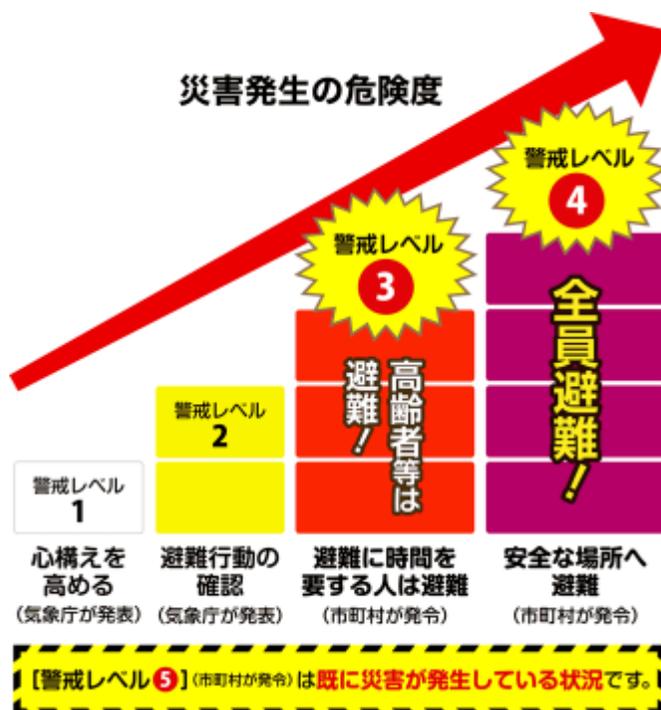
「避難行動」といえば「公的な施設への避難」のイメージが強いが、「命を守るためにとる次の全ての行動」と認識する。

①指定緊急避難場所への立ち退き避難

②「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物など）への立ち退き避難

③「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋などへの移動）

このため、ハザードマップを基に、事前に避難勧告の発令時や自主的な避難の時の避難行動を考えておく必要がある。
また、当然ながら避難場所までの経路のリスクも確認しておく必要がある。

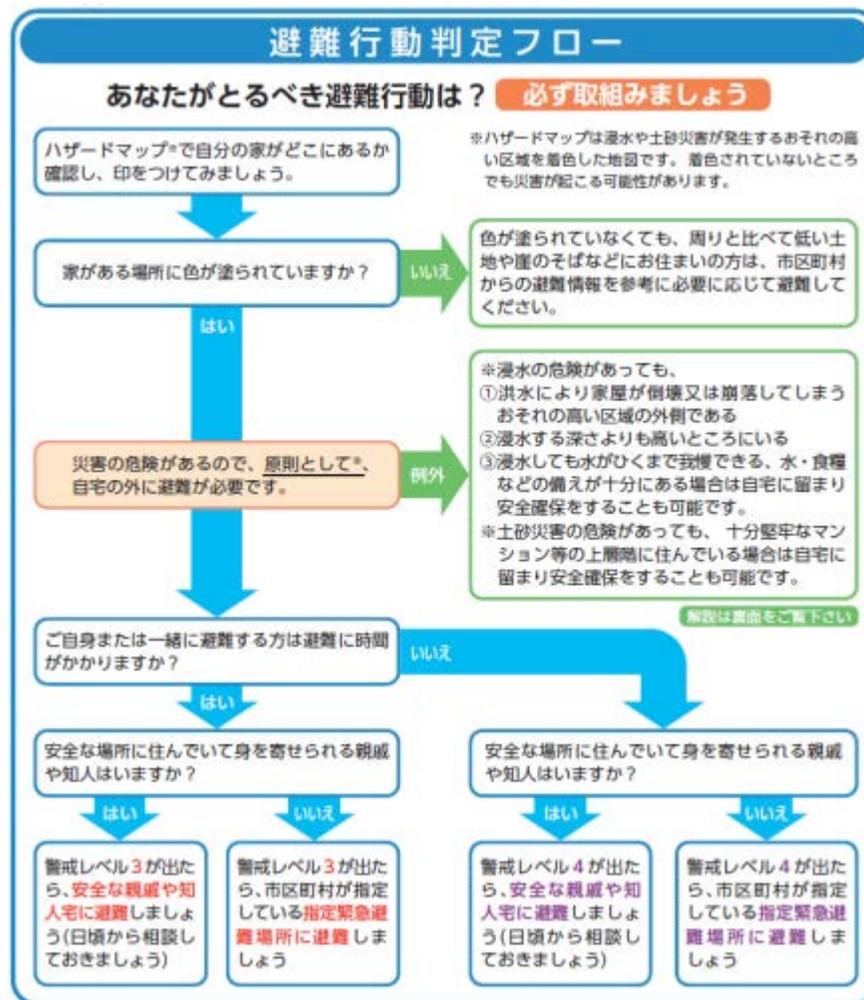


政府広報オンライン「『警戒レベル4』で全員避難です！」

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

【ご参考】

避難について各個人が良く理解しておく必要がある。下図の避難行動判定フローを確認する。



内閣府 『台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう』

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ②警戒レベルの理解 (c) まとめ

従業員等の安全を確保するために「②警戒レベルの理解」でおさえる事項は以下の通り。

- 警戒レベルの定義を認識し、警戒レベル情報を入手する手段を検討し、決めておく
→避難行動をとるため「自分のいる場所は避難すべきタイミングとなっているか」を知ることが必要
- 避難行動とは、①指定緊急避難場所への立ち退き避難、②「近隣の安全な場所」への立ち退き避難、③「屋内安全確保」であることを認識しておく。移動経路のリスクを事前に確認する必要もある。
→ハザードマップ上で安全な親戚の家などへ行くことも避難行動である

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1) 従業員等の安全の確保 ③ 高齢者等の被災 自宅に同居または近隣に居住する高齢者などの避難の支援

過去の台風では、多くの在宅高齢者等が被災した。宮城県・福島県に居住する65歳以上人口が30%程度だったのに対して、2019年の台風19号では死亡者の66%を占めていた。また、自宅における死者は79%を占めており、高齢者の被害が多く見受けられた。
→高齢者等と暮らす従業員に対しては、高齢者等の避難ができるような配慮が必要と考える。

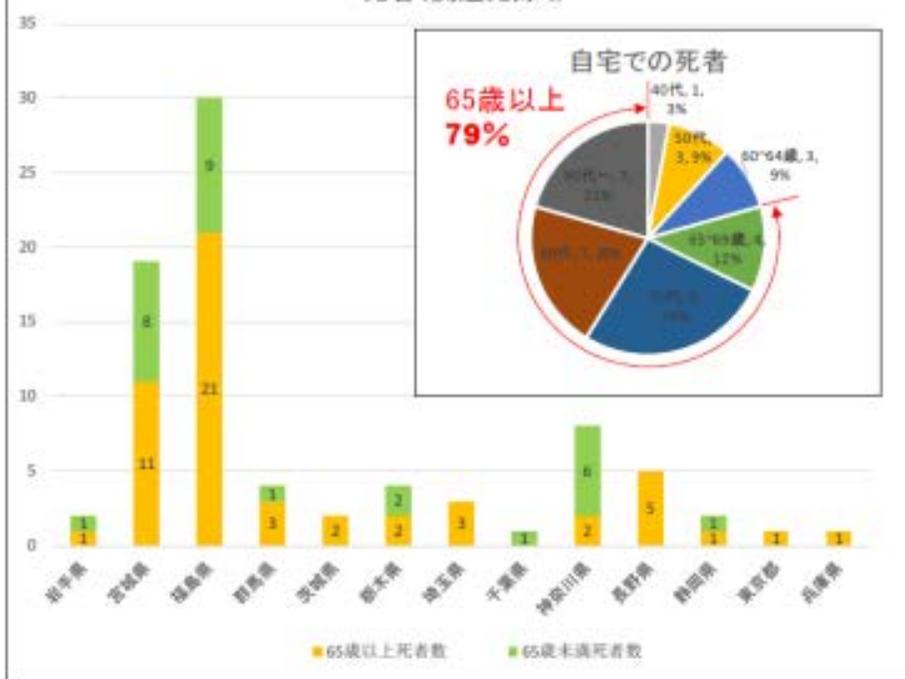
宮城県・福島県人口(年代別)H31.1.1時点



宮城県・福島県における死者(年代別)



死者(関連死除く)



中央防災会議避難ワーキンググループ「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」2020年

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ④「①ハザードマップの理解」「②警戒レベルの理解」「③高齢者の被災」を踏まえた教育と判断内容の検討

「①ハザードマップの理解」では、過去の災害による被害はハザードマップの浸水想定区域や土砂災害危険個所で発生していることを示した。浸水想定区域や土砂災害危険個所を避けるためには、避難場所をハザード毎に検討しておくことや自分の居所・移動経路が危険の可能性のある区域や箇所に該当しているか事前に把握しておくことが必要である。

「②警戒レベルの理解」では、警戒レベルの意味を把握し、現在の警戒レベルを把握するための手段を確保し、警戒レベルに合わせた避難行動を取るべきであることを示した。また、「避難」は必ずしも避難所へ行くことではないことを示した。

「③高齢者の被災」では、過去の災害による高齢者の被害が多いことを示した。

上記より、企業においては以下をおさえた事前の計画策定や判断基準の設定が必要となると考えられる。

- 従業員へのハザードマップ確認指示
- 従業員への警戒レベル・避難の意味の教育
- 警戒レベルが出された際の従業員の取るべき行動の教育

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1) 従業員等の安全の確保 ⑤ サンプル_その1

ここでは、例として警戒レベルごとの実施事項をまとめる。前述の事項をまとめると以下のような表となる。事業者においては、従業員等の安全を確保するため、「いつ」、「だれが」、「何をする」まで整理しておくことが必要である。

店舗の警戒レベル		警戒レベル 1、警戒レベル 2	警戒レベル 3	
警戒レベルの詳細		警戒レベル 1：災害への心構えを高める必要があることを示すレベル 警戒レベル 2：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル ※気象庁が発表する	警戒レベル 3 相当 ※気象庁が発表する	避難準備・高齢者等避難開始 ※市町村が発令する
発表/発令の情報		早期注意情報（警報級の可能性）、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、氾濫注意情報、危険度分布（注意、黄）	大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報、氾濫警戒情報、危険度分布（赤）	
店舗・各従業員における対応策行動	自宅を高齢者等へ対応を要する者 部（従業員）	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の水災リスクの有無について、会社から提供されたハザードマップおよび市町村から発表されているハザードマップを用いて確認する。 店舗および自宅の気象庁の早期注意情報等、市町村の発令を確認し、今後の警戒レベルと市発令の変化に注視する。 自宅の避難経路・避難場所を自分で決める。※経路・場所は、水災リスクの無い場所とする。 	(同左)	
		<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、翌勤務日中に自宅が警戒レベル 3 相当以上となる可能性が高い場合、店舗責任者にその旨を報告し、希望により在宅して避難準備を行うことができる。 	(同左)	市町村による避難所等の開設状況を確認する。
	その他の者	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、勤務日中に自宅が警戒レベル 3 相当以上となる可能性が高い場合、店舗責任者にその旨を報告し、希望により帰宅して避難準備を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、自宅が警戒レベル 3 相当以上となった場合、河川水位情報等を用いて自ら避難を判断する。 避難した場合は、店舗責任者に安否を通知する（原則 1 回/日以上通知）。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、自宅に警戒レベル 3（避難準備・高齢者など避難開始）が発令された場合、避難する。
		<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、翌勤務日中までに自宅が警戒レベル 4 相当以上となる可能性が高い場合、店舗責任者にその旨を報告し、希望により在宅して避難準備を行うことができる。 	(同左)	(同左) ※帰宅後は上記「在宅時」と同じ
勤務時	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、勤務中に自宅が警戒レベル 4 相当以上となる可能性が高い場合、店舗責任者にその旨を報告し、希望により帰宅して避難準備を行うことができる。 	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが無い場合であっても、河川水位情報等を用いて自ら帰宅の判断を行い、希望により帰宅して避難準備を行うことができる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、勤務日中までに自宅が警戒レベル 4 相当以上となる可能性が高い場合、店舗責任者にその旨を報告し、希望により在宅して避難準備を行うことができる。 	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが無い場合であっても、河川水位情報などを用いて自ら避難を判断する。避難した場合は店舗責任者に安否を通知する（原則 1 回/日以上通知）。 	
勤務時	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが有り、勤務中に自宅が警戒レベル 4 相当以上となる可能性が高い場合、店舗責任者にその旨を報告し、希望により帰宅して避難準備を行うことができる。 	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に水災リスクが無い場合であっても、河川水位情報等を用いて自ら帰宅の判断を行い、希望により帰宅して避難準備を行うことができる。 	

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(1)従業員等の安全の確保 ⑤サンプル_その2

店舗の警戒レベル		警戒レベル4		警戒レベル5（災害発生）	
警戒レベルの詳細		警戒レベル4相当 ※気象庁が発表する	避難勧告、避難指示（緊急） ※市町村が発令する	警戒レベル5相当 ※気象庁が発表する	災害発生情報 ※市町村が発令する
発表／発令の情報		土砂災害警戒情報、高潮特別警報、高潮警報、氾濫危険情報、危険度分布(紫)		大雨特別警報 氾濫発生情報	
店舗・各従業員における対策行動	対応を要する者 （自宅が高齢者等へ）	在宅時	(同左)	(同左)	(同左)
		勤務時	(同左)	(同左)	(同左)
		在宅時	・自宅に水災リスクが有る場合、命を守る行動を取るまたは、避難する。 ・自宅に水災リスクが無い場合であっても、河川水位情報等を用いて自ら避難を判断する。 (同左)	・自宅に水災リスクが有る場合、命を守る行動を取る。 (同左)	・自宅に水災リスクが有る場合、命を守る行動を取る。 (同左)
		勤務時	・店舗に水災リスクが有る場合、店舗責任者の指示に従う。 ・店舗に水災リスクが無い場合であっても、帰宅には店舗責任者の許可を必要とする。	・店舗に水災リスクが有る場合、 店舗責任者の指示に従って避難する。	・店舗に水災リスクが有る場合、命を守る行動を取る。 (同左)
	その他の者	在宅時	・自宅に水災リスクが有り、 自宅が警戒レベル4相当以上 となった場合、河川水位情報等を用いて自ら避難を判断する。 (同左)	・自宅に水災リスクが有り、 自宅に警戒レベル4（避難勧告・避難指示）が発令された場合、避難する。	・自宅に水災リスクが有る場合、命を守る行動を取る。 (同左)
		勤務時	・店舗責任者の指示に従う。 ・店舗に水災リスクが無い場合であっても、帰宅には店舗責任者の許可を必要とする。	・店舗に水災リスクが有る場合、店舗責任者の指示に従って避難する。	・店舗に水災リスクが有る場合、命を守る行動を取る。 (同左)

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(2)事業継続対応 ①事業影響度分析

事業継続計画を策定するにあたり、初期段階で必要となる分析が事業影響度分析である。企業として優先的に継続または早期復旧を必要とする「重要業務」を特定する必要がある。自社の事業のそれぞれが停止したことを想定し、その影響の大きさを評価する。なお、影響の大きさを評価する観点には以下のとおりである。
※既に、地震や洪水など原因を問わない事業影響度分析を実施済みであれば必須ではない。

影響度を評価する観点

- ・利益、売り上げ、マーケットシェアへの影響
- ・資金繰りへの影響
- ・従業員の雇用・福祉への影響
- ・法令・条例や契約等に違反した場合の影響
- ・自社の社会的な信用への影響
- ・社会的・地域的な影響

重要業務を考える際の参考イメージ



内閣府 事業継続ガイドライン(平成25年8月)

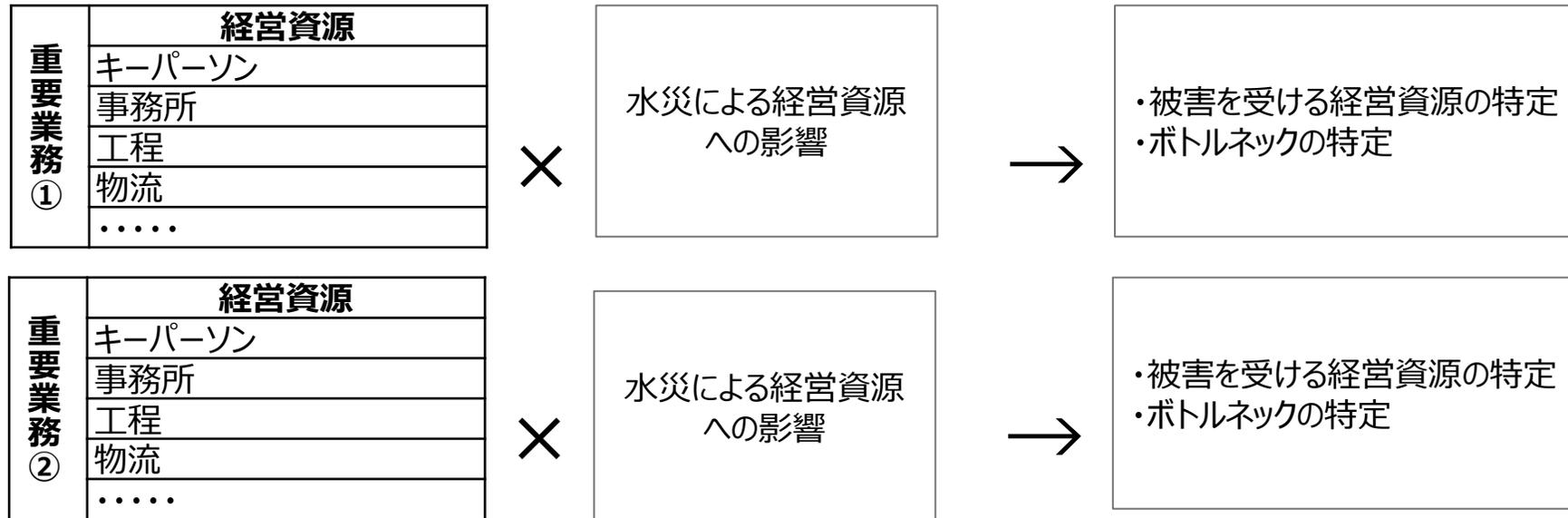
内閣府 事業継続ガイドライン第三版 解説書 (平成26年7月)

4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(2)事業継続対応 ②リスクアセスメント

重要業務が決まったら、この重要業務に必要な経営資源（キーパーソン、事務所、工程、物流、梱包材量、原料・部品、ライフライン、データ、情報システムなど）を特定する。

また、水災を想定して、重要業務に係る経営資源への影響の見積を行い、ボトルネックを検討する。特に洪水については、同一河川の流域に存在する経営資源の場合は、同時に被害を受ける可能性があるため注意してボトルネックを検討しなければならない。なお、ボトルネックの検討は重要業務ごとに実施する。



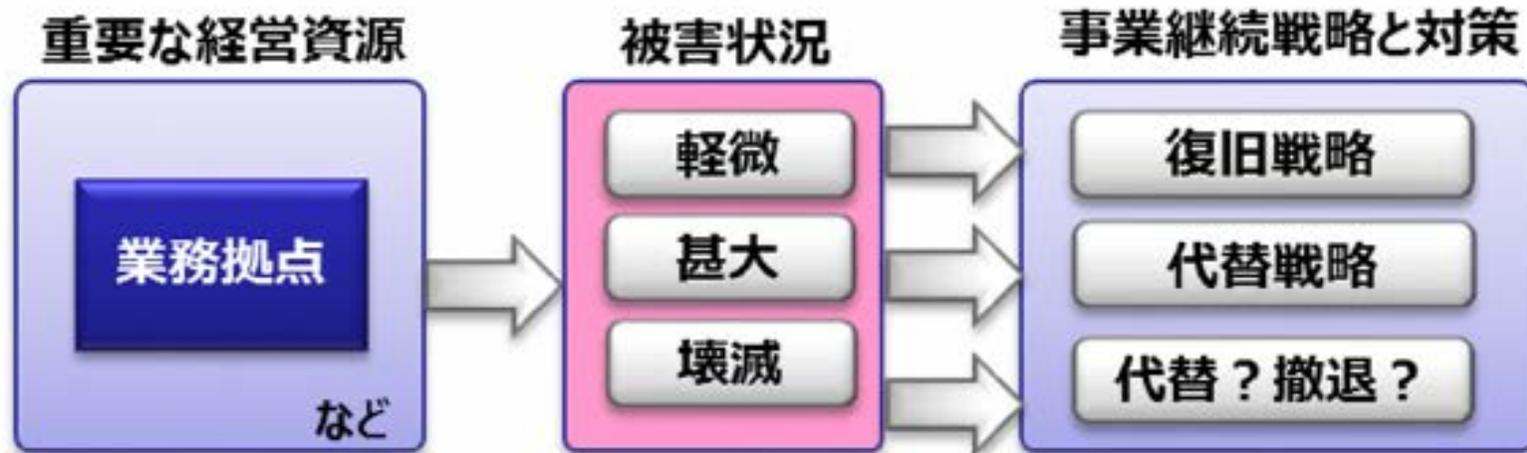
4. 企業のタイムライン策定時におさえるべきポイント

(2)事業継続対応 ③事業継続戦略・対策の検討

ボトルネックの特定によって重要業務を継続させるための課題が明確になった。この課題を解決するため、復旧戦略をとるか代替戦略をとるか被災時の戦略を検討する。例えば、拠点が被災したという状況では、被災した拠点を復旧して事業活動を再開する考え方が「復旧戦略」であり、代替拠点で事業活動を継続する考え方が「代替戦略」である。

なお、復旧戦略と代替戦略とのいずれであっても、被災を想定して迅速な事業再開のためのマニュアルの整理や代替備品などの準備は必要となる。

被害状況を段階的にわけて戦略を考える（イメージ）



内閣府 事業継続ガイドライン(平成25年8月)

内閣府 事業継続ガイドライン第三版 解説書 (平成26年7月)

5. MS&ADインターリスク総研の水災関連サービス

～なぜ、企業が水災タイムライン防災を構築する必要があるか～

経営者（使用者含む）には、従業員に対する安全配慮義務があります。台風等の水災が予見される場合も企業として事前計画を整備し、従業員の生命、身体等の安全を確保する義務があります。

安全配慮義務と債務不履行責任

安全配慮義務 労働契約法第5条抜粋

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

債務不履行責任 民法第415条抜粋

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

安全配慮義務違反
労働契約に違反したのだから



企業は労働契約上の債務を損害賠償しなければならない。

労働安全衛生法は「最低限」守るべき事項であり、安衛法を守ったことで安全配慮義務を果たしたことはない。労災の予見・結果回避が不可能という水準まで要求される。

企業にとって
極めて厳しい

帰責事由（故意または過失等）の有無については、債務者が立証責任を負うというのが通説および判例の考え。

5. MS&ADインターリスク総研の水災関連サービス

これまでは、**河川氾濫**、**内水氾濫**、**高潮氾濫**の浸水リスクを対象とした以下①～⑤のサービスをご提供しておりましたが、この度、「**水災タイムライン策定ご支援（お客さま有償）**」を開発しました。

項目	サービス名	サービス概要
危険度判定	①危険度判定	ハザードマップ等に基づき、浸水リスクが高い拠点を洗い出します。（机上分析）
	②危険度簡易シミュレーション	対象拠点付近の浸水状況（最大値）を細かいメッシュで評価します。（机上分析） ※高潮氾濫の浸水想定は、対象エリアが限定されます。
防災・減災	③現場調査・減災等対策ご提案	現場調査を実施のうえ、事業所固有の水災危険を確認・整理し、リスク低減のための対策を提案します。（訪問1回+リスク調査報告書）
緊急時対応	④緊急時対応レベル診断	お客さまへヒアリングのうえ、既存マニュアル・BCP等の現状を確認・整理し、ブラッシュアップの方向性を提案します。（訪問1～2回）
全般	⑤水災対策よろず相談	お客さまへヒアリングのうえ、①～④のどのサービスがニーズに合致するかを案内します。 また、①～④全般もしくは①～④以外の各種ご相談にも応じます。（訪問1～2回）

オプション（お客さま有償）で以下サービスを提供することも可能です。

A: 詳細シミュレーション・調査	現場調査や河川管理者から入手した情報などに基づいて、より実態を踏まえた浸水状況（時系列）を想定し、具体的な対策をご提案します。 ※河川氾濫、内水氾濫が対象
B: 各種マニュアル作成・訓練	緊急時対応マニュアルBCPの作成や、これらを使った教育・訓練を支援します。

照会先

MS&ADインターリスク総研株式会社

101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス

リスクマネジメント第一部

労災・安全文化グループ

TEL: 03-5296-8944 FAX: 03-5296-8942